

相談支援体制充実・強化事業実施要綱

1 目的

相談支援体制充実・強化事業（以下「本事業」という。）は、障害者が地域で安心して生活するために、相談支援体制の整備や充実強化を促進し、地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

2 補助対象主体

市町村、社会福祉法人、NPO法人等（3の第2号については市町村のみ）

3 事業内容

(1) 相談支援発展推進支援事業

基幹相談支援センターや相談支援事業（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）の新規立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や求人、広告及び従業員の研修等について支援する。

(2) ピアサポートセンター等設置推進事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施するセンターを設置する場合に、必要な設備整備、サポーターの研修等について支援する。

(3) 居住サポート事業立ち上げ支援事業

居住サポート事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。

(4) 家庭訪問等事業

必要となる障害福祉サービスに結びついていない地域の障害者に対する家庭訪問等を行う。

4 補助単価

(1) 相談支援発展推進支援事業

1カ所あたり 1,200千円以内

(2) ピアサポートセンター等設置推進事業

1カ所あたり 1,900千円以内

(3) 居住サポート事業立ち上げ支援事業

1カ所あたり 1,200千円以内

(4) 家庭訪問等事業

1市町村あたり 1,700千円以内

5 補助割合

定額（10分の10）

6 実施年度

平成24年度

7 その他

(1) 補助金を申請する場合は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に基づき申請を行うものとし、添付書類として事業実施計画書（知事が定める様式により作成されたものに限る。）を提出するものとする。

(2) 事業完了後は、交付要綱第10条に基づき事業実績報告を行うものとし、添付書類として事業実績報告書（知事が定める様式により作成されたものに限る。）を提出するものとする。

附 則（平成21年11月5日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度の予算から適用する。

附 則（平成23年6月21日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成23年6月21日から施行し、平成23年度の予算から適用する。

附 則（平成24年9月4日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成24年9月4日から施行し、平成24年度の予算から適用する。